

国際刑事裁判所（ICC）赤根智子所長らに対する米国政府の制裁措置に抗議し、日本政府に対しICCの独立性と公平性を堅守するための積極的行動を求める会長声明

米国政府は、2026年（令和8年）8月18日、国際刑事裁判所（International Criminal Court。以下「ICC」という。）の赤根智子所長及び検察局の上級法廷弁護士であるアブドゥライ・セイ氏の2名を、2025年（令和7年）2月6日付け大統領令第14203号に基づく制裁の対象に指定したと発表した（以下、この米国政府の指定を「本措置」という。）。これにより、両氏は、米国内における資産を凍結され、米国への入国を禁止されるほか、事実上、米国の金融システムから遮断されることとなる。ルビオ国務長官は、両氏がICCの管轄権を受諾していない国の国民等の訴迫に関与してきたことを制裁の理由として挙げた上、ICCを「腐敗し、致命的なまでに政治化された超国家的な裁判所」であるなどと非難したと報じられている。

第1 ICCの使命と当会のこれまでの声明

ICCは、20世紀に多数の児童、女性及び男性が人類の良心に深く衝撃を与える想像を絶する残虐な行為の犠牲者となったことを背景に、「国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪」たる、ジェノサイド犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪及び侵略犯罪の四つの犯罪（core crimes：コア・クライム）について、その責任を負うべき個人に対して刑事責任を追及するために設置された常設の国際刑事司法機関（裁判所）である。ICCの使命は、「国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪」の被害者の苦難に光を当て、法に則った司法手続を行うことで、人類全体の平和と安全、そして人間の尊厳を維持することにある。

当会は、2025年（令和7年）6月9日、「国際刑事裁判所の独立性と公平性を堅守することを求める会長声明」を発し、日本政府に対し、ICC締約国として、①ICCの司法判断を支持し、徹底的に尊重することを対外的に明確に表明すること、②ICCに対するあらゆる非協力的な活動及び制裁の実施に明確に反対する立場を表明し、既に発動された非協力的な活動及び制裁を直ちに撤回するよう求めるとともに、新たな制裁等が発動されないよう各国に働きかけること、③今後もICCの使命を実現すべく、ICCの活動を積極的に支援し、人材面・財政面から貢献を継続することを求めた。しかしながら、その後も事態は改善せず、制裁の対象は主任検察官から次席検察官、そして裁判官へと次々に拡大し、ついに裁判所の長たる所長にまで及ぶという事態に至った。加えて、2026年（令和8年）6月には、ブルキナファソ、マリ及びニジェールが、2026年7月にはチャドとベネズエラがICCの設立根拠たるローマ規程からの脱退を国連事務総長に通告した。ICCを支える国際的な枠組みそのものが、いま大きく揺らいでいる。

第2 本措置に抗議する理由

1 本措置が、国際基準である司法権の独立に対する重大な侵害であること

裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い、法にのみ従うべき存在である。この原理は、国内の裁判所に限られたものではない。国連の「司法部の独立に関する基本原則」（1985年）は、司法機関が、いかなる制約、不当な影響、誘導、圧力、脅迫又は干渉も受けることなく、事実及び法に基づいて判断を行うことを保障すべきことを、各国政府の責務として定めている。ローマ規程もまた、第40条において裁判官の独立を、第42条において検察局の独立を定

め、第48条において裁判所の職員に対しその職務の遂行に必要な特権及び免除を認めている。このように、司法の独立の尊重は、国際社会において確立した普遍的基準である。

しかるに、裁判官が、司法判断その他の裁判官としての職務の遂行を理由として、資産の凍結や入国の禁止といった不利益を科されることになれば、裁判官は、判断の内容いかんによって自らの身に及ぶ不利益をおそれ、独立してその職権を行うことができなくなる。しかも、制裁の効果は米国内にとどまらない。国際的な金融システムからの遮断は、ハーグにあって職務を行う裁判官の生活及び活動の基盤そのものを損なうものであって、本措置は、裁判官個人に不利益を与えるにとどまらず、その職責の遂行そのものを妨げる強制力として作用する。これは司法権の独立の中核を否定するものであり、国内の司法制度においても、国際的な司法制度においても、断じて許されるものではない。

2 本措置が、I C Cの組織の機能不全を招き、「不処罰の文化」の復活を許すものであること

本措置は、個々の裁判官等に不利益を与えるにとどまらず、I C Cの活動能力そのものを失わせることに向けられている。I C Cが機能しなくなれば、国際社会は、最も重大なコア・クライムについて責任を負うべき者を放置し、国際社会が克服しようとしてきた「不処罰の文化」を再び許容することとなる。現に、締約国の中には脱退に踏み切る国も現れており、事態は、国際刑事司法制度全体の存立にかかわり、また国際秩序の土台となってきた「法の支配」が根本から崩壊しかねない重大な局面に至っている。そして、これによって最も深刻な影響を受けるのは、既に重大な被害を受け、なお救済を待ち続けている世界各地の被害者にほかならない。

3 本措置が、法律家の職務の自由に対する威嚇であること

今回、裁判官とともに、法廷において訴追活動に従事する上級法廷弁護士が制裁の対象とされたことは、看過することができない。「検察官の役割に関するガイドライン」（1990年）は、検察官が、脅迫、妨害、嫌がらせ、不適切な干渉を受けることなく、または不当に民事、刑事、その他の法的責任を問われることなく職務を遂行できること、及び、適切に検察官の職務を行った結果として個人の安全が脅かされた場合に、家族と共に当局による物理的保護を受けることを定めている。本措置は、I C Cの裁判官及び職員のみならず、弁護人、被害者代理人、証人、並びにI C Cに協力する各国の政府、企業及び市民社会に対して、「次は自らの番であるかもしれない」と告げる威嚇として機能する。法律家がその職務の遂行を理由として国家権力から不利益を受けることは、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士にとって、決して見過ごすことのできない事柄である。

第3 日本政府に対する要請

本措置は、対象とされた者の国籍の如何を問わず、国際社会が半世紀以上をかけて築いてきた国際刑事司法制度そのものに向けられた攻撃である。日本は、2007年（平成19年）のI C C加盟以来、これまで3名の裁判官（現在の所長である赤根智子判事を含む。）や職員を輩出し、最大の分担金拠出国となるなど、I C Cの活動を支援し、その使命を実現すべく人材面・財政面で多岐にわたる貢献を行ってきた。日本国憲法は、その前文において、「専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたい」と宣言し、第98条第2項において、確立された国際法規を誠実に遵守すべきことを定めている。I C Cの活動を支え、これに対する不当な圧力に反対することは、この憲法の理念及び定めに沿った日本の責務である。米国との間に緊密な関係を有する国であるからこそ、I C Cに対し不当な

圧力を加える米国に対して率直に是正を求め、また I C C が今後も独立性及び公平性を維持していかなる不当な干渉も受けることなく職責を果たすことができるよう国際社会に対して積極的に働きかけることこそが。日本政府として責任ある態度というべきである。

よって、当会は、日本政府に対し、以下のことを求める。

- 1 本措置に対して明確に抗議し、米国政府に対しその即時の撤回を求めるよう外交努力を行うこと。
- 2 I C C の判断を独立した司法判断として尊重し、引き続き I C C の活動を支持し、これに協力する立場を対外的に明確に表明するとともに、人材面・財政面から貢献を継続すること。
- 3 立場を同じくする締約国と直ちに連携し、本措置を非難する共同声明の発出その他の共同の行動をとること。
- 4 赤根所長が引き続きその職務を全うすることができるよう、渡航、金融取引その他の実務面において引き続き必要な支援を行うこと。
- 5 I C C に協力する日本国民及び日本法人が制裁の域外適用によって不利益を受けることのないよう、これらを保護するための法制度について、速やかに具体的な検討を行うこと。

第4 結び

当会は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする法律専門家団体として、I C C の取組を広く支援することをここに改めて表明する。

2026年（令和8年）9月28日

徳島弁護士会

会長 生長 拓也